

**msn**  
ジャーナル

チャンネルトップへ

【選だめし】  
100万円?それともXbox?

現金1000万円  
大拍選 Dream Mail

バックナンバー  
田口ランディ  
M・キーナー  
茂木 宏子  
吉村 作治  
佐保 綾子  
鈴木 真二

ショートコラム  
ニュースセレクト  
フォトジャーナル  
カルチャーコラム  
幸口映画評  
ニュースなひとこと  
メール配信サービス

見今、サイボウズが  
パイオニア等が当たる!  
100万円の大金が当たる!

【VAIOノート当る】  
GWのサイボウズが  
無償でモニター大募集!

コンビニ 牛丼屋 ファミレス 英会話 Web 検索

総合求人情報誌週刊ミューズATTAが、無料宅配開始。  
購読・宅配・登録/退会料など、一切不要。会員登録中。

「仕事方々」会員登録  
いままぐりクリップ!

## 新潟女性監禁事件米国ならどう裁かれたか

2002年2月18日 吉田 朱見

新潟県三条市の女性（21）が9歳から19歳まで監禁されていた事件で佐藤宣行被告（39）に対し新潟地裁は1月22日、懲役14年の判決を言い渡した。裁判で問題になったのは、9年以上にわたる長期の監禁日数を量刑にどう反映させるか。衣類を万引きした窃盗罪との併合罪の適用で監禁日数を上回る懲役刑を科す判決となった。判決14年をどう評価するかは意見が分かれるところだろう。ただ、米国内で同じことが起きたとしたら、どう裁かれたのか。さらに事件の再発を防ぐ方法はあるのだろうか。

新潟県で9年以上にわたり監禁されていた女性が発見された事件は2年前、日本中を震撼させた。そして今年1月、犯人に実刑14年の判決が下った。これは日本の法律によって裁かれたわけだが、この刑を長いと考えるか、短いと考えるかは、日本国内でも様々な意見があるだろう。

では、米国内で同じような状況が起きたとしたら、どれほどの刑期が課されたであろう。もっと長かったのではないかな。

こうしたことを考えるのは、大変に不謹慎なことかもしれない。しかし、児童虐待に深い関心を寄せる米国の例は、こうした犯罪が2度と起らないために、なんらかの参考になるのではないかと考え、米国での取材を試みた。一般庶民の声と弁護士の意見、そして精神面での専門家・心理学者、臨床心理士からのコメントをここに取り上げる。ニューヨーク州では検察官はマスコミへのコメントを禁止されているという理由で、残念ながら取材を受け付けてもらえなかった。

### ●庶民の意見：法律を変えるべき

米国では、子供の虐待は人々からもっとも非難される犯罪の一つで、こうした犯罪者は特別に分かれた監房に入れている刑務所もあるくらいだ。他の囚人がその犯罪者を憎むあまりに、攻撃するケースがあるためである。子供の虐待がどれほど忌み嫌われているかは、これで理解していただけたと思う。

筆者から事件の話聞いた人々は一様に声をつまらせた。誘拐時の少女の幼さ、監禁期間の長さ、長年にわたる虐待。ほとんどの人からはコメントすらなかった。それでも、感情的には非常に動揺しながらも、最後は冷静に「犯罪は法に則って裁かれるべき。日本の法律がそのように制定されているのなら、その刑の量を受け入れるしかない。しかし法律は時代に沿って変えられるべき」と語った人もいた。

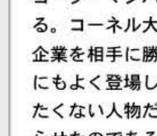
米国では、法は変えられる。その仕組みの概略だけ簡単に説明する。

まず一般または市民団体などから新しい法律のアイデアが持ち上がると、それは両院の議員、弁護士によって検討がなされ草案が作成される。草案は下院に手渡されるかホッパーと呼ばれる箱に投函され、下院議長から委員会に対して草案の研究を進めるよう指示がなされる。委員会は専門家を交えてその草案に対してあらゆる角度から検討を重ね、ここに推薦状を付けて法案が出来上がる。下院での再検討の後、賛成が過半数であれば上院へ提出、上院でも検討されて賛成過半数を得れば、両院による協議会にかけられ、上・下院の双方に送られる。法案は政府出版機関から出版され、議会の書記官によって最終法案となる。これにまず議長がサイン、そして副大統領がサインをし、大統領に送られる。議会で調印された法案は10日（日曜を除く）以内に大統領によって承認、もしくは否認される。大統領によって承認されれば、この時点からその法案は法律になるわけである。ちなみに否認されれば、再度議会にかけられ、反対が3分の2以上の場合には否決される。No Actionといって大統領が10日以内に何の行動もとらなかった場合は、自動的に承認されたことみなされる。

決して簡単な道のりではないが、事件の被害者が中心となって団体を作り、こうして法変更を達成した例などが報告されている。

新潟の事件に関して、「現行刑法の予想外ともいえる犯罪」「過去に例を見ない」というような言い方がされているが、これを機に日本でも法そのものの見直し、そして法の承認制度について何かしらの動きがあることを期待したい。

### ●弁護士の意見：米国なら終身刑もありうる



メル・サククス氏

「Oh, my……」。

サククス氏に事件を説明したときの、これが第一声である。氏は弁護士である前に、まず子供を持つ一人の父親として、嘆きの声を上げたのだろう。

メル・サククス。刑事裁判所にこの人あり、とうたわれる有能でパワフルな弁護士。ニューヨーク・マンハッタンにオフィスを構え、同時に大学でも講師を長年勤める。コーネル大学などで教鞭をとったこともある。エイボンなど、国際的な大企業を相手に勝訴を勝ち取り、ある意味では恐れられる弁護士である。テレビにもよく登場し、各界著名人からの依頼も多い。言ってしまえば敵には回したくない人物だ。が、この冷静沉着、強者弁護士の彼ですら、まず声をつまらせたのである。

サククス氏が覚えている限り、これほど長い監禁事件はなかったし、扱ったこともないという。もちろん同氏は事件のプロファイルを読んでいるわけではないので、彼の意見は日本で報道された事件の概略のみを聞いてのものとなるが、米国で同犯人が裁かれたとしたら、もっと長い刑期になっていただろうと予測する。

「被害者が誘拐された時点でとても幼いし、監禁の長さを考慮しなくても、これは重大な犯罪だ」と口調を強めた。

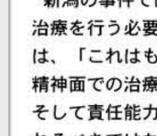
ニューヨーク州ではこうした年少者の誘拐は、A-felony、つまり重罪に値する。誘拐罪だけでも終身刑を課されることもある。そのためサククス氏はこの懲役14年という刑に対しては首をかしげた。「この日本の法律がいつ制定されたものかわからないが、法改正が必要なのではないか」と疑問をなげかけている。

日本ではこの事件の被告は責任能力があったとされたが、もし仮に責任能力がなかった場合、米国では犯人は刑務所ではなく精神病院に送られることになる。サククス氏は、「それも大変長い間、病院に入れられることになるだろう」と語る。よく映画などで、犯人が精神異常を装い、または本当に責任能力がなくて、刑に課されず、被害者側の無念をうたった物語などがあるが、同氏によれば、陪審員に被告の責任能力のなさを実証するのはなまはんかなことではなく、めったにそういったケースは起こらないという。映画のようにそううまくいくわけではなさそうだ。

前述のようにサククス氏は被告を弁護する立場にある。もしこのような事件の被告から弁護を要求された場合、それを受け付けるかという質問に対しての返答は、「やりたくはないが、何人も弁護される権利を持っている。その権利を無視してはいけない」というものだった。しかしまず、心理学者の診断書をとって、被告と納得いくまで話をしてから結論を出すということである。

最後にサククス氏は、被害者の両親は健在かと聞いてきた。健在だ、という答えに「なんて、なんて悲しい事件なんだ」と、関係者に深い憐憫（れんびん）の情を示し、話を締めくくった。

### ●心理学者：先に治療して裁く道もある



精神の面から語ってくれたサル・ストーン氏

「子供の虐待、強姦などの犯罪をおかした人間を100%更正させるのは、そう簡単なことではない」と語るのは、ブルックリン大学で長年教鞭をとった心理学者のサル・ストーン氏。そのため、氏はこうした犯罪者は、刑務所に送るよりも精神病院で適切な処置を施すほうが正しい判断なのでは、と疑問を投げかける。

アメリカの犯罪者専用の精神病院は、監視が厳しいのはいうまでもなく、数年ごとに査定が繰り返され、少なくとも数人の心理学者の同意がなければ退院することも難しい。そのため長く入院に至るケースが多いという。実刑判決で刑務所に入れられる長さが、犯罪者の精神治療に十分な時間とは思えないケースも多いし、また刑務所では犯罪者を罰するというところに焦点が当てられていて、患者を治すという病院の目的とそれを異にする。刑期を終えたからと出所しても、犯罪に駆り立てた真の原因がまだ残っている限り、社会としては安心することができないというのである。性犯罪の例を挙げれば、精神的治療を受けなかった犯罪者で常習者となり最高380回まで同様の犯罪を繰り返した例が報告されている。前述のように、更正するのはそう簡単なことではなく、治療は青年期に、つまり早くに開始するほうがより効果的といわれている。

新潟の事件では、加害者は責任能力があると判断されている。では精神的な治療を行う必要がまったくない人間かといえば、そうではないだろう。氏は、「これはもちろんケースバイケースだが」と前置きしてから、少しでも精神面での治療が必要と判断される犯罪者にはまず病院で治療を施すべき、そして責任能力がはっきりしてから犯した罪を裁くというシステムも取り入れるべきではないかという。しかし、例えば暴行罪で50年治療を受けて完治した後で、30年の実刑判決が待っているというのでは、フェアではないという意見も出るだろう。そこで氏の「ケースバイケース」という言葉が生きてくるわけだが、これには非常に微妙な判断が必要になってくる。人が人を裁く場合、どこまでフェアな裁きができるものなのか、犯罪者の人権をどこまで重視するか、被害者の権利が十分に考慮されているかなど、まさにあらゆることが論点の対象となる。

氏は、「しかし犯罪者の人格を重視するあまり、社会を危険にさらすことになっては本末転倒」と語調を強める。「人間が作ったもので、パーフェクトなものはない」と、氏はアメリカのシステムも完全でないことを憂いた。

### ●地域、市民団体が率先して関わる防犯対策

アメリカでは、防犯の通報システムなども発達しているが、被害者団体や地域コミュニティが法に疑問を投げかけたり、ホットラインを設置したり、勉強会を開催したり、情報を提供・交換したりと、犯罪予防に率先して関わっているケースも多い。アメリカでの法改正のシステムは前述した通りだが、被害者団体の働きかけによって修正が加えられたり、新しくできた法というのものもある。

メーガンズ・ロー（Megan's Law）。かなり話題を呼んだので、知っている方も多いと思う。これも被害者の両親を中心とし、子供を守りたいと願う人達の強い要請によって可決された法律である。ニューヨーク州に住むメーガンちゃん7歳が隣人に冷酷な手口で強姦・殺害された事件がきっかけ。加害者は過去に2度同手口の犯罪で逮捕されたことのある人物だったが、当然近所の人々でこのことを知る人はいなかった。同事件の被害者団体などの働きかけにより、リスクが高いと予想される性犯罪歴者から地域社会を守るために、犯罪に関する情報は関係地域に告知されるべきという法律が可決された。それが「The Sex Offender Registration Act of 1996」、一般にはメーガンズ・ローとして知られている。さらに、同アパート内に住んでいた同様の犯罪歴のある男性に、強姦・殺害された4歳の少女の事件（My Ly Nghiem/Binghamton, New York）もあり、同法可決に大きな影響を与えている。

メーガンズ・ローは犯罪者を3段階に分け、そのリスクの高さによってリリースされる情報の幅が異なる仕組みになっているが、州によってはプラスアルファの規制を付け足しているところもある。例えばニューヨーク州では、一般庶民から要請があればこうした犯罪者の詳細と写真入りリストを公開しているし、質問を受け付ける専用ラインも設けられている。ただ、ニューヨークでも様々な意見があり、1998年には犯罪者の人格保護という面からこの法律は一度取り下げられている。1999年になり、ニューヨーク州知事、パターキー氏が米国憲法の修正箇条にサインしたことから、再び法としての力を取り戻した。さらに2001年には、パナレス裁判長により、こうした犯罪歴者は家の前、そして車のバンパーにもそうしたサインを付けるべきなどの意見が発表されたが、ここまでくると返って市民の反感を買いかねない。

中心となった団体は最初、小さなグループとしてスタートしたが、現在ではホットラインも設置し、地域や州の法律関連者と提携しながら、防犯のための様々なフォーラムなどを開催、子供を持つ人々の力強い支えとなっている。この団体の例はほんの一例で、アメリカにはこうした非営利団体が多く存在している。

### ●臨床心理士：事件予防に最善を尽くしているか

ニューヨークにある教育相談室に長年勤める臨床心理士の久保田氏は、「法律の専門家ではないので、この刑が長いのか短いのかに関しては分からない」と前置きした上で、被告とそれを取り巻く関係者達がどこまで被告更正のための手段を用意しているかという疑問を口にした。例えば、刑務所の中の更正プログラムは、こうした犯罪をおかす者にとって十分なものであるかといったようなことである。米国でも凶悪犯罪はあるが、こうした更正プログラムはかなり進んでいるそう。

「まず、社会体制を変えなければいけないでしょう」と久保田氏は訴える。例えば、学校のシステムがもっと違ったものだったら、子供の精神面からの教育というところをもっと考えた仕組みであったら、この被告が子供の時に何かしらの手が打てたのではないかな。

確かに米国の学校を見てみると、各学校に精神面のカウンセラーがいるなど、子供の精神的サポートが日本に比べてかなり進んでいる。

また、出入り口が普通に設置されていないような家があれば、窓が封鎖されているような家があれば、こちらではまず地域の人々が何かしらの異常を感じたのではないかな？

米国では通報システムが発達しているのだから、幼児虐待などが、隣人からの通報によって発覚することもある。確かにこれが裏面に出る場合もあるのだが、自分達の住んでいる地域は自分達で守るという意識があるため、大都会を除けば、ちょっとした変化にもけつこく敏感で、これが安心につながることもある。一度でも異様な音や声が聞こえたら、まずは通報されるのだ。日本では、警察の不手際も指摘されているが、米国でも家宅捜査願がなければ、勝手に他人の家に踏み込めないのは同じである。すべてが仮定の話なので、こちらの警察ならもっと早く発見できていたかどうかは定かではない。だが、もっと違った展開になっていたと思いたい。

久保田氏は、「起こってしまったことは元には戻せない。だからこそ、こうしたことを2度と起こさない対策を考えることは大変重要となる」と語る。つまり、様々な事件が起こった場合、そのアウトラインを明確にし、今後の事件予防につなげていくことが必要だということである。新潟の事件でも被告の子供の時から行動分析などが分ければ、今後人々を指導していく上で非常に役に立つという。ただ、日本ではこうしたアウトラインが明確にされるのが少ないというのは、非常に残念でならない。

事件関係者の方々にとっては、同事件がこのような記事として取り上げられることすら、迷惑なことかもしれない。が、2度とこうしたことが起こらないよう、手落ちがあったとされる警察だけでなく、我々は同じ親として、隣人として、人間として、この事件は十字架として心に刻んでおくべきだ。